

各障害福祉サービス施設・事業所等の設置者 殿

青森県健康福祉部長  
(公 印 省 略)

令和5年度青森県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等  
に対するサービス継続支援事業費補助金について

県では、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合、障害福祉サービス等を継続して  
提供するために要する経費等について、下記のとおり補助することとしましたのでお知らせします。

記

1 事業の概要

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒  
に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・  
事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業  
所において必要な経費を支援。

2 事業の詳細

県ホームページに厚生労働省通知、県補助金交付要綱等を掲載しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sakeizokushien.html>

3 留意事項

別添のとおり

4 申請受付期日

補助対象となる期間は、事業所・施設等で感染者の発生が判明した日から収束した日までとし  
ます。

補助対象となる期間	受付期日
令和5年4月～令和6年2月	令和6年2月29日(必着)

担当 障害福祉課障害福祉事業者グループ  
電 話 017-734-9308

令和5年度青森県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金の留意事項

- 1 新型コロナウイルスの5類移行前後で取り扱いが異なりますので御注意ください。

5類移行前（令和5年4月1日から令和5年5月7日まで）については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（令和4年12月16日付け障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係るQ&A（第5版）」を御確認ください。

5類移行後（令和5年5月8日以降）については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（一部改正令和5年5月8日付け障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係るQ&A（第6版）」を御確認ください。
- 2 申請にあたっては、①第1号様式、②別紙1～3、③振替口座の通帳の写し（表紙及び表紙をめくってすぐの見開きのページ（口座番号、取扱支店名等の記載があるページ）、④補助対象経費の積算内訳を確認できる書類（手当等の支給明細書、衛生用品の領収書当の写し）、⑤その他知事が必要と認める書類を一式提出してください。

5類移行前（令和5年4月1日から令和5年5月7日まで）に発生した経費については、「別紙1から3（R5.4.1～R5.5.7分）」及び「その他知事が必要と認める書類（R5.4.1～R5.5.7分）」の様式を使用してください。

5類移行後（令和5年5月8日以降）に発生した経費については、「別紙1から3（R5.5.8以降分）」及び「その他知事が必要と認める書類（R5.5.8以降分）」の様式を使用してください。

なお、5類移行前（令和5年4月1日から令和5年5月7日まで）と5類移行後（令和5年5月8日以降）の両方について申請する場合には、第1号様式の「申請額」には、5類移行前（令和5年4月1日から令和5年5月7日まで）と5類移行後（令和5年5月8日以降）の各申請額の合計額を記載し、①第1号様式及び③振込口座の通帳の写しは一部のみ提出してください。
- 3 令和4年度と同様、対象が限定されており、濃厚接触者又は感染者と接触があった者が発生しただけ（第5版、第6版Q&A No.2）、もしくは、感染者や濃厚接触者、感染者と接触があった者ではなく「感染が疑われる者」は本事業の対象外です。（感染が疑われる者が発生したことに伴い要した経費や感染防止のために要した経費等（一定の要件のもと実施した自費検査を除く）は本事業の対象外です。）該当する障害福祉サービス施設・事業所のみが対象となります。

また、本事業はいわゆる休業補償制度ではないこと、また、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金で措置されているものは本事業の対象外となります。（この補助金に添付した領収書等は、他の補助金に添付できません。）

申請に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係るQ&A」第5版及び第6版を十分確認の上、申請してください。

- 4 申請に当たっては、感染状況（期間、感染者数等）を確認することがあります（状況がわかる書類を提出してもらった場合もあります）ので、あらかじめご了承ください。
- 5 青森県内（青森市及び八戸市を除く。）に所在する施設・事業所等が対象となります。  
例 法人本部：八戸市 事業所：三沢市 → 補助対象  
法人本部：弘前市 事業所：青森市 → 補助対象外
- 6 事業所単位ではなく、法人での申請となります。同一法人で複数の事業所が対象となる場合は、法人本部でとりまとめて提出してください。また、振込口座は法人名義に限ります。  
(認められない例)  
グループホーム〇〇（事業所名） 法人代表の個人名義
- 7 本事業は予算の範囲内で補助を行いますので、申請受付期限内であっても予算に達した場合には申請を打ち切る場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 8 感染者又は濃厚接触者若しくは感染者と接触があった者への直接的な対応に伴い在庫が不足した物品を対象とするため、空気清浄機やサーキュレーター、アクリル板等備品は対象外です。  
(第5版Q&A No.44、第6版Q&A No.43)
- 9 質問がある場合は、県障害福祉課HP (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sakeizokushien.html>) に掲載している質問票にてお問い合わせくださるようお願いいたします。また、県から連絡事項に追加がある場合は、HPに順次掲載します。
- 10 申請書は特定記録やレターパック等、配達状況が追跡できる手段により郵送してください。  
〒030-8570 青森市長島1-1-1  
青森県健康福祉部障害福祉課障害福祉事業者グループ

※封筒に朱書きで「サービス継続支援事業費補助金申請書在中」と記載してください。

※指定申請書や各種報告等他の書類を同封しないでください。